

社会福祉法人京都府社会福祉協議会

京都府保育士就職支援資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士修学資金の貸付け等について（平成28年2月3日付厚生労働省発雇児0203第3号）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成28年2月3日付雇児発0203第2号）」及び京都府保育士修学資金貸付等事業実施要領（平成28年6月24日施行）」の規定に基づき、保育士の離職防止や、保育士資格を有するものであって保育士として勤務していない者（以下、「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、京都府保育士就職支援資金（以下、「就職支援資金」という。）を貸し付け、地域の保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 就職支援資金貸付事業は次の各号に掲げる貸付事業を行う。

一 保育補助者雇上費貸付事業

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下、「保育補助者」という。）の雇上げを行う施設に対し必要な費用を貸付ける事業

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸付ける事業

三 保育士就職準備金貸付事業

潜在保育士に対し、就職のための準備に必要な費用を貸し付ける事業

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸し付ける事業

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保育所及び幼保連携型認定こども園 児童福祉法（昭和22年法律第164号。

以下「法」という。）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

二 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

三 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

四 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

五 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

業

(実施主体)

第3条 就職支援資金の貸付けは、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下、「府社協」という。）が行う。

(貸付対象)

第4条 就職支援資金の貸付対象者は次のとおりとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

京都府内（京都市を除く）の以下の要件のいずれも満たす施設とする。

ア 新たに保育補助者の雇上げを行う保育所又は幼保連携型認定こども園（ともに公立は除く。ただし、運営を民間に委託等しているものは含む。）

イ 「きょうと福祉人材育成認証制度」の宣言事業所、認証事業所、上位認証事業所であり、かつ、貸付を受けることにより、保育士の業務負担改善に取り組む計画がある者

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

貸付対象者は、以下のいずれかを満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること

ア 以下に掲げる要件を満たす者

(ア) 未就学児を持つ保育士で京都府内の以下に掲げる施設（ともに公立は除く。ただし、運営を民間に委託等しているものは含む。以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者であって、京都府福祉人材・研修センターに保育士登録を行っている者

- ① 保育所
- ② 認定こども園

(イ) 京都府内の保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

三 保育士就職準備金貸付事業

以下の要件のいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること

ア 保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した者

イ 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

- (ア) 保育所及び幼保連携型認定こども園
- (イ) 家庭的保育事業
- (ウ) 小規模保育事業
- (エ) 事業所内保育事業
- (オ) 幼稚園

ウ 京都府内の保育所、認定こども園（ともに公立は除く。ただし、運営を民間に委託等しているものは含む。）に新たに勤務する者

- エ 京都府福祉人材・研修センターに保育士登録を行っている者
- 四 未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
京都府内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、以下の要件のいずれも満たす者とする。
- ア 以下に掲げる施設または事業を利用している者
- (ア) 保育所
 - (イ) 幼稚園のうち次に掲げるもの
 - ① 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ② 認定こども園への移行を予定している施設
 - (ウ) 認定こども園
 - (エ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - (オ) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定による届出を行ったもの
 - (カ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届け出を行ったもの
 - (キ) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - (ク) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
 - (ケ) 企業主導型保育事業
- イ 保育所等における勤務の時間帯により、子供の預かり支援に関する事業を利用する者

（貸付期間及び貸付額）

第5条 就職支援資金の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 貸付期間は、保育補助者が保育所及び幼保連携型認定こども園に勤務する期間とする。ただし、勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。
- イ 貸付額は、雇い上げる保育補助者が1人の場合、年額2,953,000円と貸付対象者が提出した貸付申請書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、2人目について年額2,215,000

円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とする。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

イ 貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

三 保育士就職準備金貸付事業

ア 貸付額は、200,000円と貸付対象者が提出した貸付申請書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、貸付回数は、1人当たり1回限りとする。

ただし、京都府において、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合、200,000円を加算し、400,000円以内とする。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

ア 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、2年間を限度とする。

貸付額は、貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

（貸付申請の手続）

第6条 就職支援資金の貸付けを申請しようとする者は、次の各号に掲げる保育士就職支援資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）及び書類を添付して、就労する保育園等を通じて、府社協会長に提出するものとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

ア 貸付申請書、保証書

イ 支出内訳書

ウ 保育補助者に関する書類

エ 雇用契約書

オ 就業規則

カ 誓約書

（雇用契約書に保育士資格の取得を目指す旨の記載がない場合のみ提出）

キ 連帯保証人の役職や肩書、前年の所得等が確認できる書類

ク 勤務環境改善計画書

ケ 常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であることが確認できる書類

コ その他、会長が必要と認める書類

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 貸付申請書

イ 保育士証の写し

ウ 保育料決定通知書の写し

エ 新たに保育所等に就職すること（もしくはしたこと）又は産後休暇もしくは

- 育児休業から復帰すること（もしくはしたこと）が確認できる書類および履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- オ 勤務条件が確認できるもの（雇用契約書等）
 - カ 住民票記載事項証明書（世帯全員）
（外国籍の者は在留資格を永住者とする在留カード又は特別永住者証明書の写し）
 - キ 連帯保証人の前年の所得を証明する書類
 - ク その他、会長が必要と認める書類
- 三 保育士就職準備金貸付事業
- ア 貸付申請書
 - イ 保育士証の写し
 - ウ 新たに保育所等に就職すること（もしくはしたこと）が確認できる書類および履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）等、離職期間が分かる書類
 - エ 勤務条件が確認できるもの（雇用契約書等）
 - オ 就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）
 - カ 住民票記載事項証明書（申請者部分のみ）
（外国籍の者は在留資格を永住者とする在留カード又は特別永住者証明書の写し）
 - キ 連帯保証人の前年の所得を証明する書類
 - ク その他、会長が必要と認める書類
- 四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
- ア 貸付申請書
 - イ 保育士証の写し
 - ウ 貸付申請者の子どもが保育所等を利用していることが確認できる書類
 - エ 保育所等に在職していることが確認できる書類
 - オ 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
 - カ 子どもの預かり支援に関する事業を利用する時間帯及び料金等の計画が記載された書類
 - キ 住民票記載事項証明書（世帯全員）
（外国籍の者は在留資格を永住者とする在留カード又は特別永住者証明書の写し）
 - ク 連帯保証人の前年の所得を証明する書類
 - ケ その他、会長が必要と認める書類
- 2 複数年度にわたって貸付を受ける場合、初年度以降の貸付申請は、次に掲げる書類を、就労する保育園等を通じて、府社協会長に提出するものとする。
- 一 保育補助者雇上費貸付事業
- ア 貸付事業申請書
 - イ 支出内訳書
 - ウ 保育補助者に関する書類
 - エ 雇用契約書
 - オ 常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であることが確認できる書類

- カ その他、会長が必要と認める書類
- ニ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
 - ア 貸付申請者の子どもが保育所等を利用していることが確認できる書類
 - イ 保育所等に在職していることが確認できる書類
 - ウ 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
 - エ 子どもへの預かり支援に関する事業を利用した時間帯及び料金が記載された書類
 - オ その他、会長が必要と認める書類

(貸付方法及び利子)

第7条 就職支援資金は、府社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

- 2 就職支援資金の利子は、無利子とする。

(貸付決定通知書の交付)

第8条 府社協会長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対して就職支援資金を貸付決定し、書面により申請者に対し通知するものとする。

- 2 府社協会長は、申請者に対して就職支援資金を貸し付ける必要がないと決定したときは、書面により申請者に対し通知するものとする。

(借用証書及び貸付契約)

第9条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付及び保育士就職準備金貸付、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の借受人は、貸付金の交付を受けると同時に、就職先の保育園を通じて、借用書を府社協会長に提出しなければならない。

- 2 保育補助者雇上費貸付の借受人は、金銭消費貸借契約書を府社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第10条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1名立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年である場合の連帯保証人は法廷代理人でなければならないものとする。ただし資力のない場合には、別に連帯保証人を立てるものとする。

- 2 貸付を受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第11条 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が貸付期間中に就職支援資金の貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が以下の事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。
 - 一 保育補助者雇上費貸付事業
保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。
 - 二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。
 - 三 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。

(返還の債務の当然免除)

第12条 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、就職支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 保育補助者雇上費貸付事業
次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ア 保育補助者雇上費の貸付けを受けた京都府内（京都市を除く）の保育所及び幼保連携型認定こども園において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
 - イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が京都府内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。
ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、京都府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
 - イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 三 保育士就職準備金貸付事業
次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ア 就職準備金の貸付けを受けた者が京都府内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているも

のとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。) これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、京都府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

四 未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付事業次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 子ども預かり支援事業利用料金の一部の貸付けを受けた者が京都府内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。) これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けた者の意思によらず、京都府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(実績報告)

第13条 第1条の2の一、四の借受人は、貸付を受けた年度ごとに、府社協会長に対し、実績報告を行わなければならない。第1条の2の二の借受人は、会長が必要と認める場合、実績報告を行わなければならない。

2 前項の実績報告に基づき、毎年度、会長は貸付金の金額を確定し、精算を行う。

(返還)

第14条 就職支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間(経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると府社協会長が認めた場合は、貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間)の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。ただし、就職準備金は2年とする。

一 就職支援資金の貸付契約が解除されたとき。

二 京都府内において前条の返還免除対象業務に従事しなかった(保育補助者雇上費の場合は貸付を受けた保育所で保育補助者を従事させなかった)とき。

三 京都府内において前条の返還免除対象業務に従事する(保育補助者雇上費の場合は貸付を受けた京都府内(京都市除く)の保育所において保育補助者を従事させる)

意思がなくなったとき。

四 （保育補助者雇上費の場合は保育補助者が）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、府社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

（一時償還）

第15条 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、本要綱の規定若しくは貸付契約の条項に違反し、又は府社協会長の指示に従わなかったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第16条 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 一 保育補助者雇上費貸付事業
 - ア 貸付を受けた保育所及び幼保連携型認定こども園において保育補助者が第12条第1号アの返還免除対象業務に従事しているとき。
 - イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 二 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業
 - ア 京都府内等において第9条第2号アの返還免除対象業務に従事しているとき。
 - イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 三 保育士就職準備金貸付事業
 - ア 京都府内等において第9条第3号アの返還免除対象業務に従事しているとき。
 - イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
 - ア 京都府内等において第9条第3号アの返還免除対象業務に従事しているとき。
 - イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還の債務の裁量免除）

第17条 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡し、又は障害により貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

二 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

三 保育補助者雇上費の貸付けを受けた者の場合は保育補助者が貸付けを受けた保育所等において1年以上、第12条第1号アの返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

四 保育料の一部の貸付けを受けた者の場合は京都府内において1年以上、第12条第2号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

五 就職準備金の貸付けを受けた者の場合は京都府内において1年以上、第12条第3号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

六 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けた者の場合は京都府内において1年以上、第12条第4号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第18条 府社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく就職支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと府社協会長が認めるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(会計経理)

第19条 京都府より交付された貸付原資については、就職支援資金貸付事業に関する特別会計を設けるか、または、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分して管理する。

2 貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、就職支援資金貸付事業に関する特別会計または、社会福祉法人会計基準に基づきサービス区分に繰り入れるものとする。

3 就職支援資金貸付事業を廃止した場合は、事業廃止年度以降、毎年度、その年度において返還された就職支援資金に相当する金額を京都府に返還するものとする。

(保育料等の変更に伴う貸付額の変更申請)

第20条 保育料または子どもの預かり支援事業利用料金の変更に伴い、貸付けを受けた

就職支援資金の貸付額を変更しようとする者は、貸付変更申請書を府社協会長に提出するものとする。

- 2 府社協会長は、申請者に対して就職支援資金の貸付額を変更する旨を決定したときは、貸付変更決定通知書により申請者に対し通知するものとする。
- 3 府社協会長は、返還計画変更承認申請書に対して就職支援資金の貸付内容を変更しない旨を決定したときは、貸付変更不承認通知書により申請者に対し通知するものとする。

(返還債務の当然免除の手続)

第21条 就職支援資金の貸付けを受けた者は、第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内に返還免除申請書に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて府社協会長に申請しなければならない。

- 2 府社協会長は、前項の申請書を受理し、就職支援資金の返還債務を免除するときは、書面により申請者に対し通知するものとする。
- 3 府社協会長は、第1項の申請書を受理し、就職支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、書面により申請者に対し通知するものとする。

(返還の手続)

第22条 第14条第1項各号に規定する事由が生じたことにより就職支援資金を返還しなければならない者は、その事由が生じた日(第12条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第13条の規定による返還債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して15日以内に返還免除申請書および従事期間証明書を府社協会長に提出しなければならない。

- 2 府社協会長は、前項の返還免除申請書に基づき就職支援資金の納入を決定したときは、納入通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の返還免除申請書に記載した就職支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、返還計画変更承認申請書を府社協会長に提出しなければならない。

(返還方法等)

第23条 就職支援資金の返還は、1回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、府社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還債務の履行猶予の手続)

第24条 第12条の規定による就職支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書に猶予を受けようとする事由を証することができる書類を添えて府社協会長に提出しなければならない。

- 2 府社協会長は、前項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、書面により申請者に対し通知するものとする。

- 3 府社協会長は、第1項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、書面により申請者に対し通知するものとする。

(返還債務の裁量免除の手続)

- 第25条** 第13条の規定による就職支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書に免除を受けようとする事由を証することができる書類を添えて府社協会長に提出しなければならない。
- 2 府社協会長は、前項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の免除を決定したときは、書面により申請者に対し通知するものとする。
 - 3 府社協会長は、第1項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の免除を認めない旨を決定したときは、書面により申請者に対し通知するものとする。

(異動の届出)

第26条 就職支援資金の貸付けを受けた者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して15日以内に当該各号に定める様式によりその旨を府社協会長に届け出なければならない。

一 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 貸付対象者又は保育補助者が住所、氏名を変更したとき
- イ 保育補助者が休職、復職、停職したとき
- ウ 保育補助者を変更するとき
- エ 資金の貸与を辞退するとき
- オ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
- カ 保育補助者が貸付を受けた保育所において保育の補助等に従事しなくなったとき
- キ 勤務環境改善計画の内容に変更が生じたとき

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ア 住所、氏名を変更したとき
- イ 休職、復職、停職したとき
- ウ 資金の貸与を辞退するとき
- エ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
- オ 京都府内において業務従事先を変更したとき
- カ 京都府内において児童の保護等に従事しなくなったとき

三 保育士就職準備金貸付事業

- ア 住所、氏名を変更したとき
- イ 休職、復職、停職したとき
- ウ 資金の貸与を辞退するとき
- エ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
- オ 京都府内において業務従事先を変更したとき
- カ 京都府内において児童の保護等に従事しなくなったとき

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

- ア 住所、氏名を変更したとき
 - イ 休職、復職、停職したとき
 - ウ 資金の貸与を辞退するとき
 - エ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
 - オ 京都府内において業務従事先を変更したとき
 - カ 京都府内において児童の保護等に従事しなくなったとき
- 2 連帯保証人は、保証に係る就職支援資金の貸付けを受けた者が（保育補助者雇上費の貸付けを受けた者は、保育補助者が）死亡したときは、その日から起算して15日以内に死亡届を府社協会長に提出しなければならない。
- 3 就職支援資金の貸付けを受けた者（保育補助者雇上費貸付事業を除く）は、貸付期間が終了した後、就職支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、6か月毎に業務従事届を府社協会長に提出しなければならない。

（その他）

第27条 この要綱、「保育士修学資金の貸付け等について（平成28年2月3日付厚生労働省発雇児0203第3号）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成28年2月3日付雇児発0203第2号）」及び「京都府保育士修学資金貸付等事業実施要領（平成28年6月24日施行）」の規定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。